

受付印

令和 年 月 日 殿

法人番号

この申告の基礎となる修正申告の決定

申告年月日

所在地

事業種目

期末現在の資本金の額又は出資金の額

法人名

同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの

代表者氏名

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の申告書

事業税

摘要	課税標準	税率	税額	備考
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				
所得金額総額	28			1
年400万円以下の金額	29		000	2
年400万円を超え年800万円以下の金額	30		000	3
年800万円を超える金額	31		000	4
計	29+30+31		000	5
軽減税率不適用法人の金額	33		000	6
付加価値額総額	34			7
付加価値額	35		000	8
資本金等の額総額	36			9
資本金等の額	37		000	10
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				
収入金額総額	38			11
収入金額	39		000	12
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				
所得金額総額	40			13
所得金額	41		000	14
付加価値額総額	42			15
付加価値額	43		000	16
資本金等の額総額	44			17
資本金等の額	45		000	18
収入金額総額	46			19
収入金額	47		000	20
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				
付加価値額総額	48			21
付加価値額	49		000	22
資本金等の額総額	50			23
資本金等の額	51		000	24
収入金額総額	52			25
収入金額	53		000	26
合計事業税額	28又は33+35+37+39+41+43+45+47+49+51+53		00	27
事業税の特定寄附金税額控除額	55			28
差引事業税額	57		00	29
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	59			30
法人税の所得金額	61			31
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	62			32
還付請求中間納付額	63			33

道府県民税

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
（用途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額																																
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額																																
還付法人税額等の控除額																																
退職年金等積立金に係る法人税額																																
課税標準となる法人税額																																
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額																																
法人税割額																																
道府県民税の特定寄附金税額控除額																																
税額控除超過額相当額の加算額																																
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額																																
外国の法人税等の額の控除額																																
仮装経理に基づく法人税割額の控除額																																
差引法人税割額																																
既に納付の確定した当期分の法人税割額																																
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額																																
この申告により納付すべき法人税割額																																
算定期間中において事務所等を有していた月数																																
既に納付の確定した当期分の均等割額																																
この申告により納付すべき均等割額																																
この申告により納付すべき道府県民税額																																
21のうち見込納付額																																
差引																																
特別区分の課税標準額																																
同上に対する税額																																
市町村分の課税標準額																																
同上に対する税額																																
法人税の期末現在の資本金等の額																																
法人税の当期の確定税額																																
決算確定の日																																
解散の日																																
残余財産の最後の分配又は引渡しの日																																
申告期限の延長の処分（承認）の有無																																
法人税の申告書の種類																																
この申告が中間申告の場合の計算期間																																
翌期の中間申告の要否																																
還付を受けようとする金融機関及び支払方法																																

関係税理士名

電話